

物品購入等契約に係る指名業者選定事務処理要領について(抜粋)

物品購入等契約に係る指名業者選定事務処理要領

第1 指名業者の範囲

契約担当役、資金前渡出納員及び分任契約担当役（以下「契約担当役」という。）は、物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入その他の契約（以下「物品の購入等契約」という。）をしようとするときは、「物品購入等に係る競争参加者登録要領について」（平16. 7. 1付34-98）に定める業者登録名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）のうちから指名業者を選定するものとする。ただし、次に該当するときは、登録業者以外の者を指名業者として選定することができる。

- (1) 契約の目的に対応する業種に係る登録業者が皆無又は少数であるとき。
- (2) 遠隔地において契約を履行させる場合で、登録業者との契約によることが不利又は困難であると認められるとき。
- (3) その他契約担当役が特に必要があると認めるとき。

第2 指名業者の選定

- 1 「物品購入等契約に係る等級区分及び格付区分について」（平16. 7. 1付34-99）に定める業種区分の物品の購入等契約についての指名業者の選定は、契約予定金額に対応する格付に属する登録業者のうちから行うものとする。
- 2 前項以外の物品の購入等契約についての指名業者の選定は、発注しようとする物品の購入等契約の種類、規模に応じ、これに適した登録業者のうちから行うものとする。
- 3 指名業者の選定は、「競争参加者の指名基準について」（平16. 7. 1付34-22）に定める物品の購入等契約に係る競争参加者の指名基準に基づき行うものとする。
- 4 次に掲げる場合は、第1項の規定にかかわらず、直近上位又は直近下位の格付に属する登録業者を物品の購入等契約の指名業者として選定することができる。この場合において、(1)及び(2)に規定する場合を除き、指名業者として選定しようとする直近上位又は直近下位の格付に属する業者の数は、当該物品の購入等契約に係る全指名業者の数のおおむね2分の1以下としなければならない。
 - (1) 物品の購入等契約の契約予定金額に応じ、これに対応する格付に属する業者のうち、該当する業者の数が指名すべき業者の数に満たない場合
 - (2) 物品の購入等契約が特殊な技術又は特別の経験を必要とする場合において、その技術的適性からみて当該物品の購入等契約に指名することが適当と認められる場合

- (3) 物品の購入等契約に当たり、地理的条件が良好で、かつ、優秀な登録業者で当該物品の購入等契約に指名することが適当と認められる場合
- (4) 機構が発注した物品の購入等契約の履行実績が優良である登録業者で、当該物品の購入等契約に指名することが適当と認められる場合
- (5) その他契約担当役が当該物品の購入等契約に指名することが適当と認める場合